

学生協ニュース

No.16

東北大学学生生活協議会広報委員会

寮連から「入寮禁止措置」に関する「公開質問状」が郵送で提出されました

この「公開質問状」については、東北大学学生寮自治会連合(寮連)から「手渡し」の場を設けるよう要求がなされておりました。これに対して、学生生活協議会はこれまでどおり郵送により受領することとし、その旨、学寮専門委員会(学寮専)を通じて伝えていました。ところが、平成12年7月6日工学部化学バイオ系棟に突然大勢の寮生たちが押しかけ、山田教授(学寮専委員長)への「手渡し行動」を強行しようとし、その際、暴力的行為があったため、7月7日付けの文書で「嚴重注意」しました。7月10日になり、寮連名義の「公開質問状」が、副総長(学務等担当)宛てに郵送されてきました。質問内容は6項目からなりますが、有朋寮および日就寮に不法に入居していた者たちに対する、一定期間の「入寮禁止措置」につきその根拠を示せということに要約されます。併せて「1999年度有朋寮・日就寮入寮者一同」名義の「即時復寮要求書」も届きました。

有朋寮および日就寮の「電気料問題」は、本年2月の「入寮募集停止」解除によって、ようやく解決しました。しかし、解決に至るまでの間、大学の再三にわたる説得や退去勧告にもかかわらず上記2寮に不法な入居を続けていた不法入寮者に対し、当該2寮に限って、一定期間の「入寮禁止措置」をとることとしました。

この措置は、入寮募集停止解除のための3条件(1. 規程に基づく電気料の支払確約 2. 不法入寮者の退去と大学の決定に従わず「自主募集」したことの責任 3. 暴力的行為についての謝罪と見解)に付帯する2項目(1. 不法入寮者に対する2寮への一時的入寮禁止措置 2. 再び不払い等の著しい不法行為等があった場合の入寮募集停止措置)の一つとして、寮連および2寮に通告したものです。大学は、3条件について文書での回答を求めるとともに、入寮募集停止解除後の措置である2項目についても周知させました。

不法入寮者を作り出したのは、寮連および2寮の、不法な「自主募集」です

寮連および有朋・日就の2寮は、平成11年3月まで、「大学は入寮募集を停止しているが、実際には2寮への入寮は可能」と繰り返し宣伝し、受験生及び合格者に対して、不法な「自主募集」を行ないました。「入寮は可能」との虚偽の宣伝をし、新生を不法に入居させた結果、多くの新生が2寮からの退去を余儀なくされ、急遽住居を探さざるを得ない事態に陥りました。また、一部の新生は大学の説得や退去勧告に従わず、2寮に居住し続けたため、不法入寮者となってしまいました。このような混乱を引き起こし、不法入寮者を作り出した責任は、不法な「自主募集」を行なった寮連および2寮にあります。このことは、入寮募集停止解除のための3条件に対する寮連および2寮からの回答文の中で大学の決定に違反し「自主募集」したことを反省・謝罪していることから明らかです。今回、「公開質問状」という形で、「2寮への一時的入寮禁止措置」を改めて問題にするのは、寮連の責任を大学に転嫁しようとする意図があると言わざるを得ません。

不法入寮者の意見を聴く機会を設けました

本年2月から3月にかけて、大学は、不法入寮者が所属する各学部において、不法入寮者の意見を聴く場を設けました。これは、教育的指導の一環として、不法入寮者の考えを聴き、場合によっては「入寮禁止」期間を短縮する等の措置を考慮する機会としても役立て得るはずでした。しかし、意見聴取に応じた不法入寮者からは新しい内容の発言は無く、さらに、残念ながら、不法に入居し続けたことに関する反省の言葉は一切ありませんでした。また、ある学部では、数回にわたって聴取の場を設けたにもかかわらず、ついに呼び出しに応じなかったという例もあります。

入寮を希望する場合は「入寮禁止期間」の終了後に入寮願を提出する必要があります

大学は不法入寮者に対して有朋寮および日就寮への入寮を認めた事実はありません。したがって、2寮への「復帰」を求める、「即時復寮要求書」に答えることはありません。なお、有朋寮または日就寮に入寮を希望する場合は、「2寮への一時的入寮禁止期間」が終了したのち、不法入寮者個々人が、大学の定めた入寮願を学務部窓口へ提出することが必要です。

川内北キャンパスの学内捜索が行われました

7月17日(月)早朝、川内北キャンパスのサークル仮棟 G-4 号室「寮問題を考える会」が、千葉県警からの囑託に基づく宮城県警の家宅捜索を受けました。令状によればこの捜索は、昨年1月に千葉県柏市の京成電鉄役員宅において発生した車輛等放火事件に関わるもので、全国約70カ所で実施された一斉捜索の一環として行われました。捜索は教官2名と学生1名の立会のもとに午前7時に開始され、大きな混乱はなく、午前8時頃に終了しました。この捜索は正規の手続きで裁判所が発行した令状に基づいて行われたもので、当然の事ながら大学の意思とは一切関係ありません。